

搬入管理徹底を提言

環境省最終処分場のあり方検討委員会

廃プラの扱い等課題に

環境省が設置した「最終処分場に係る基準のあり方検討委員会」（座長・井上雄三国立環境研究所循環型社会・廃棄物研究センター副センター長）はこのほど会合を開き、2008年度の検討成果として提言をまとめた。微修正を行った後、近く報告書を公表する予定。安定型処分場の望ましい施設像について検討してきたが、異物混入防止の観点から展開検査の強化や溶出検査の実施など搬入管理の徹底を進めることが提言されている。また、混入物が多いとされる廃プラスチックの扱いや排出事業者、中間処理業者の責任なども課題として挙がっており、来年度以降も引き続き検討していく。

安定型処分場のあり方を議論するに際しては、欧米の処分場に関する法

制度の研究や国内3カ所の処分場での搬入物実態調査、自治体アンケート

などを実施し、これらの結果を踏まえて課題抽出が行われた。最終処分場での調査で周辺環境には影響のないもの若干異物が混入していたことや、自治体アンケートの結果で廃石膏ボードの搬入を禁止した06年6月以降にも全国で数件の指導があったことなどを受け、同委員会では搬入管理の徹底を図るべきこの意見が大勢を出めた。

搬入管理徹底の具体策では展開検査の方法強化と各種マニュアル類の整備・周知、記録の義務付け、展開検査場設置の義務付けなどの案が出てい

る。欧米で採用している「もみ出ているが、日本と欧米では検査の方法が異なる必要だとしている。」安定型品目の見直しについては、廃プラスチック

クが引き続きの検討課題となった。廃プラスチックには塗料、接着剤などのカスが付着していることがあり、これらは有害物を含む場合もある。生分解性プラスチックのよ

うに分解されるものは、跡地利用の際に地盤の強度を緩めるのではこの指摘も出ている。しかし、廃プラを安定型廃棄物から外すと不法投棄の増大も予想されるため、当面

は搬入管理で対応しながらさらなる調査・分析を続けたいとした。また、持ち込まれる廃棄物の管理責任は最終処分業者のみが負っているが、分別ノウハウ、設備

を持つ排出事業者や中間処理業者にも義務や責任を明確化させてはその意見も出ている。環境省では委員会を継続し、今回の成果を基にさらに検討を進めていく方針だ。